

食の安全・安心の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
今回は「くるみ」の食物アレルギー表示の義務化についてお知らせします。



## お知らせ

# 「くるみ」の食物アレルギー表示が義務となりました！！

### ○食物アレルギーの表示対象品目

加工食品の原材料には、アレルギー表示が義務付けられた「特定原材料」と、可能な限り表示が推奨される「特定原材料に準ずるもの」があります。

### ○特定原材料に「くるみ」が追加

「くるみ」によるアレルギー症例数の増加にともない、新たに「くるみ」が特定原材料に追加されました。これまでは、特定原材料に準ずる任意表示でしたが、令和5年3月9日付けで**義務表示**となりました。

特定原材料 (8品目)	エビ、カニ、小麦、そば、卵、乳、 落花生、くるみ
特定原材料に準ずるもの (20品目)	アーモンド、あわび、いか、いくら、 オレンジ、カシューナッツ、キウイフ ルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大 豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、 もも、やまいも、りんご、ゼラチン



### ○速やかに対応してください

「くるみ」の表示については、**令和7年3月31日までが経過措置期間**となります。  
速やかに表示するとともに、取引企業間での流通管理におけるアレルギー情報の確認・共有を図るようお願いします。

### ○カシューナッツの食物アレルギー表示について

「特定原材料に準ずるもの」のうち「カシューナッツ」は、木の実類の中では「くるみ」に次いでアレルギー症例数が増加しています。任意表示ではありますが可能なかぎり表示を行うように努めてください。

○アレルギー表示について

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_sanitation/allergy/assets/food\\_labeling\\_cms204\\_230309\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230309_01.pdf)（消費者庁HP）

○Q&A 別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_sanitation/allergy/assets/food\\_labeling\\_cms204\\_230309\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230309_02.pdf)（消費者庁HP）



バックナンバーはこちらから <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-97596.html>

